

空知の民有林2023



登録林業事業体現地研修会（伐倒講習会）での風景

北海道空知総合振興局
産業振興部 林務課
(令和5年3月現在)

I 管内の概況

空知総合振興局管内は、北海道の中央部よりやや西方に位置し、石狩川本流および同水系の支流域にわたっており、土地総面積 579,159 ha で、全道の約 7% を占め、三重県に匹敵する広さとなっています。

管内の市町は 10 市 14 町からなり、人口は令和 4 年 1 月現在 27 万 7,220 人で全道の約 5% にあたり、年々減少しています。

管内の開発は、明治初期の幌内（現三笠市）の炭坑開発に始まり、樺戸集治監の開庁や、屯田兵の入植など順次開拓されてきました。明治 17 年には水稻が試験栽培され、冷涼な気候とたたかいながら、今日の空知農業に発展してきました。

地質は、芦別・三笠・美唄・夕張などの東部山岳地帯の第三紀層からなっており、平野地帯は広大な沖積層で地味肥沃ですが、一部に水はけの悪い泥炭および過湿重粘土地帯があります。西部の樺戸山系は、主として泥岩でその間に珪質頁岩や砂岩を含み、急峻な稜線と深い溪谷を形成しています。

気候は、南北に長い内陸地帯であることから南部と北部、平野部と山間部で大きく異なりますが、夏は気温が高く、6 月から 9 月までは概ね平均気温 15℃ 以上の水稻生育適温期に属するなど、農業地帯としては比較的恵まれた気候条件となっています。また、積雪は北部や山間部で 3m 近く、平野部でも 1m を超え、道内有数の豪雪地帯です。

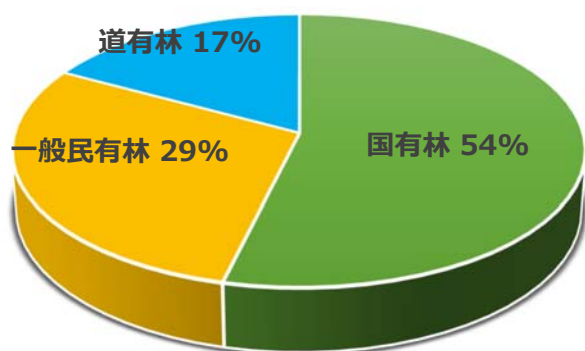
II 森林の現状

管内の森林面積は、37 万 1,903ha で管内土地総面積の約 64% を占め、全道の森林面積の約 7% にあたります。

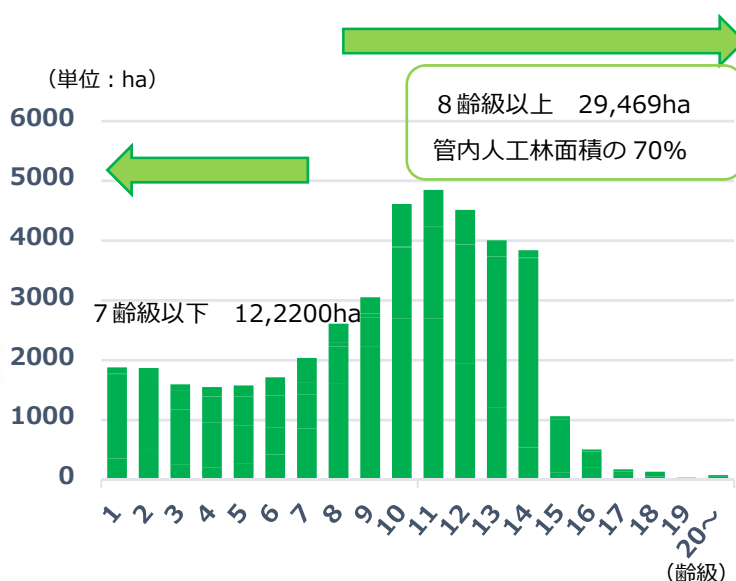
所有別内訳は、国有林が 20 万 104ha で 54%、道有林が 6 万 3,502ha で 17%、一般民有林が 10 万 8,298ha で 29% となっています。

また、森林蓄積は 5 千 646 万 m³ で、全道の 7% にあたり、国有林が 2 千 925 万 m³ で 52%、道有林が 840 万 m³ で 15%、一般民有林が 1 千 880 万 m³ で 33% となっています。ha 当たりの蓄積は約 147m³ と全道の 154m³ とほぼ同様となっています。

管内の一般民有林の特徴としては、人工林面積のうち 8 齢級以上（40 年生以上）の高齢林が約 7 割を占め、全道平均の約 6 割を上回っており、人工林資源が充実し保育の段階から利用の段階を迎えています。



【管内の所管別森林面積の割合】



出典: 林務課資料

【管内の一般民有林齢級別人工林面積】

Ⅲ 業務の概要

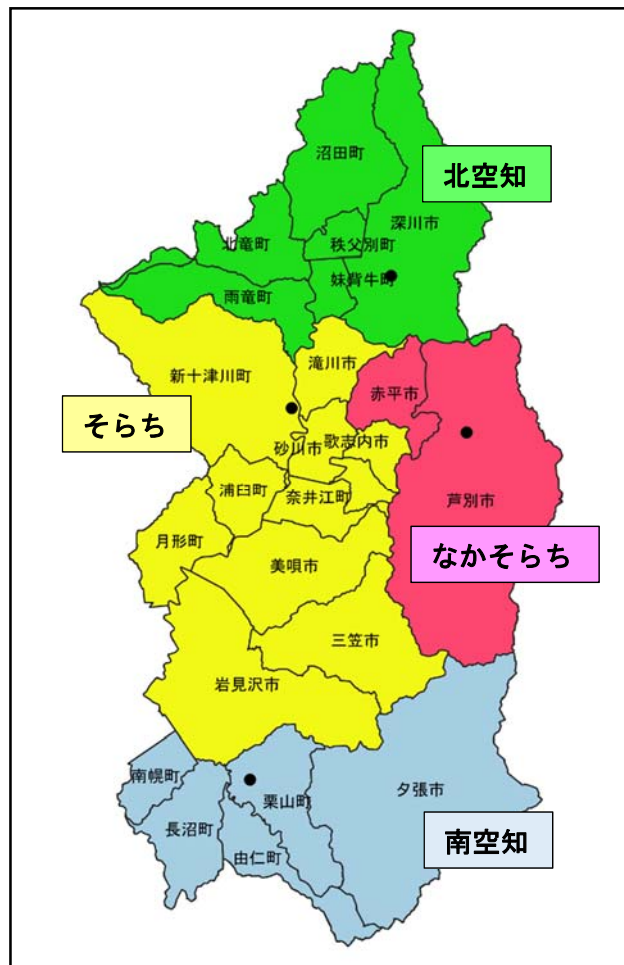
1 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって、林業経営を効率よく進めるために組織している協同組合であり、管内では、植林や下草刈り、除・間伐などの山づくりや木材の生産・販売等の事業を実施している4つの森林組合が設立されています。

近年、森林に対する地域住民等のニーズの多様化、管理の不十分な森林の増加などにより、地域林業の中核的な担い手である森林組合の役割は益々重要となっていますが、組合員の高齢化、木材価格の低迷などによる林業経営意欲の減退や不在村森林の増加など組合経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、北海道では、森林・林業をめぐる情勢変化に対応し、厳しい経営環境下においても、安定的かつ効率的な事業運営より、一定の事業利益を確保できる経営基盤と組織体制を有し、組合員や地域の負託に応え得る森林組合を「持続的な森林経営を担う森林組合」として位置づけ、育成目標を掲げました。

管内の森林組合においては、「持続的な森林経営を担う森林組合」の育成目標の一つである「意欲と能力のある林業経営者」として3つの森林組合が認定されています。



2 林業労働

近年の林業労働を巡る状況は、林業生産活動の停滞や山村地域の過疎化、高齢化の進行等により、林業労働者の減少と高齢化が進んでおり、管内の林業労働者数は令和3年度実績の林業労働実態調査では291名で、60歳以上の高齢者の常用労働者に占める比率は約26%と依然として高い状況となっています。

林業への新規参加者は令和元年度 12 名、令和 3 年度 17 名となっており、林業労働者の育成と定着が課題となっています。

北海道では各振興局域において「林業担い手確保推進協議会」が設立され、空知管内においても、岩見沢農業高校、ハローワーク、林業関係団体、森林管理署、市町村等の協議会構成員が情報共有を図りながら、様々な取組により、林業事業体と求職者のマッチング及び森林・林業の魅力を発信し、新たな林業の担い手確保に努めています。

また、協議会では、令和2年4月に開校した北海道立北の森づくり専門学院とも連携を図り、地域の林業関係者と協力しながら実習やインターンシップの受入を実施し、将来の地域に根差した人材育成の支援に取り組んでいます。



【岩見沢農業高校就職説明会（岩見沢市）】



【北の森づくり専門学院インターンシップ
(三笠市)】

3 木材産業

道内の木材産業を取り巻く環境は、戦後植林した人工林が利用期を迎えている一方で、輸入材の増加や住宅需要の低迷により道産建築材の出荷が減少するなど、厳しい状況が続いていたことから、道では加工流通体制の整備、建築分野での新たな需要の創出や木質バイオマスのエネルギー利用等により地域で生産された木材・木製品の利用拡大に取り組んでおり、空知管内でも原木を安定的に供給するための高性能林業機械等の導入、地域材を使用した木造公共施設の整備、大規模な木質バイオマス発電施設にチップを供給するための工場の整備等が行われています。

また、令和3年に入ってから、海外での需要の変化により輸入材の輸入量が極端に減少していることから、道産材の需要が高まっています。

①素材生産量

令和3年度の素材生産量(カラマツ・トドマツ)は、146千 m^3 で、所管別の割合は、国有林44.0%、道有林15.0%、一般民有林41.0%となっています。

②原木消費量

製材工場における令和3年度の原木消費量は、22,523 m^3 (針葉樹22,461 m^3 、広葉樹62 m^3)で、その内輸入材消費量は、384 m^3 (およそ1.7%)となっています。

チップ工場における令和3年度の原木消費量は、53,641 m^3 (針葉樹27,136 m^3 、広葉樹26,505 m^3)です。

また、木質バイオマス利用として、発電施設や公共施設のボイラー等に使用する燃料用チップ生産のための令和3年度の原木消費量は32,872 m^3 となっています。

③木材加工製品生産量・工場数

令和3年度の木材加工製品生産量及び工場数は、製材11,070 m^3 (4工場)、チップ60,166 m^3 (8工場)、合単板8,478 m^2 (4工場)などとなっています。

■新十津川町役場庁舎のHOKKAIDO WOOD BUILDING への登録■



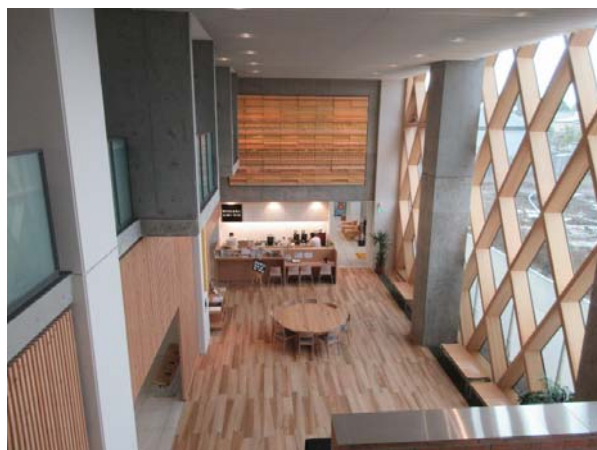
【 議 場 】

「HOKKAIDO WOOD BUILDING」

登録制度とは、

道産木材の利用拡大に資することを目的に、令和3年度に開始された制度で、北海道において建築された道産木材を使用した非住宅の建築物を登録している。

令和4年2月25日に「新十津川町役場庁舎」が管内第1号として登録された



【 エントランスホール 】



【 登 録 証 】

4 特用林産

管内の特用林産物は、生しいたけ、たもぎたけ等のきのこ類を主体に生産されています。

令和3年のきのこ類の生産量は、501 トンで全道生産量（17,091 トン）の 2.9%を占めています。

生しいたけの生産量は 217 トンで全道生産量（5,632 トン）の 3.9%となっており、その内、菌床による生産が 191 トン（88%）と管内生産量の大半を占めています。

しいたけの原木栽培は、7人が行っていますが、生産規模が零細なうえ、原木確保難など厳しい状況となっています。こうした中、由仁町の原木しいたけ生産組合（「いちろう会」）では、統一品質での共同出荷に取り組んでいます。



【菌床によるしいたけ栽培】



【原木によるしいたけ栽培】

5 森林整備事業

管内の一般民有林における人工林面積は、令和3年度末で41,689haとなっており、カラマツとトドマツで8割を占めています。また、その半数が主伐期を超えており、利用の段階を迎えています。このため、自然的・社会的条件や地域ニーズ等に応じて、森林吸収源の対策や森林資源の有効的な活用に向け、施業の集約や低コスト化を図りつつ計画的な森林整備を進める必要があります。

人工造林を推進する取組として、適切な伐採と伐採後の確実な植林を図るために市町村と連携して「豊かな森づくり推進事業」を実施し支援しています。

人工林の間伐は、森林吸収源対策の推進や森林資源の有効活用の観点から欠かせない施業であるため、国の公共事業等の補助制度を活用して集約化を図りながら搬出間伐を進めており、令和3年度の搬出間伐の実績は約428haとなっています。

今後も面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と一体となった路網整備を積極的に取り組んでいく必要があります。



【間伐後のトドマツ人工林】



【グイマツ雑種F1 植栽地】

6 森林計画制度

市町村森林整備計画は、市町村が森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採や造林の施業内容、森林の保護、路網整備の方向性等を、地域住民や森林所有者に対して示す「地域の森林のマスタープラン」であり、造林・間伐などの森林整備や伐採、森林の保護などに関するルールを定めています。

森林経営計画は、森林所有者や森林所有者から森林経営の委託を受けた者が作成し、市町村等が認定する、森林施業の長期方針や伐採、造林、作業道の開設等に関する5年間の計画です。集約化を前提に面的まとまりをもって、森林の保護に関する事項を含めて作成する計画であり、効率的な森林施業を行い持続的な森林経営を実現することが重要となっています。

そのほか、「森林の土地の所有者届出制度」により、個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方を対象者として森林の土地所有者の把握を進めています。

7 森林保護

森林病虫獣害には様々なものがありますが、管内で近年発生している主なものとしては、野ねずみやカラマツハラアカハバチによる被害があげられます。

野ねずみ被害の対策としては、林業試験場や空知総合振興局森林室、市町、森林組合などが予察調査を行って生息状況を把握するとともに、被害の拡大防止を図るため、薬剤の散布を行っています。

カラマツハラアカハバチ被害については、平成28年度をピークに被害が減少してきており、令和3年度における管内の被害はありませんでしたが、被害発生を早期に発見できるよう関係機関との情報交換を密にするよう努めております。

また、近年はエゾシカによる森林被害が増加傾向にあり、令和3年度では人工林における被害区域1,153ha（被害実面積91ha）となっており、食害に強い樹種の植栽や、植栽木に保護チューブを取り付けるなどの対策を行っています。

8 苗木の生産

管内での苗木生産は、種苗業者や森林組合の2生産者で養成されており、カラマツやトドマツ・アカエゾマツなどの苗木が生産され、令和3年度には 1,031 千本が山行苗木として道内に出荷されています。

また、二酸化炭素を吸収する炭素固定能力が高く、地球温暖化防止に期待される「クリーンラーチ」は、種子採取量がわずかな状況や育成に技術を要する「さし木^き」による生産が主体となっていることから、増産が困難な状況にあります。このため道では、安定的に生産するために平成27年3月「北海道採種園整備方針」を策定し、全道でクリーンラーチの採種園を整備が進められ、管内においては4つの森林組合で整備され、将来の苗木生産の増産に期待が寄せられています。

※クリーンラーチとは

強度が強く野ねすみ被害にも強いグイマツ（中標津5号）を母親、成長が良いカラマツ（精英樹）を父親に交配した樹種



【管内のクリーンラーチ採種園の様子】

9 路網整備事業

林道、林業専用道及び森林作業道（以下、「林道等」という。）は、国土の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営の確立のため必要不可欠であるとともに、山村の生活環境の維持、都市との交流や連携、地域の振興等に重要な役割を果たしています。

林道等の開設及び改良については、森林に関する気象、地形、地質、土壌等の自然条件、当該林道等に係る集落からの距離等の社会的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、特に、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる高密度の路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとします。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択しコストの縮減に努めるとともに、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化するなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。



【森林基幹道京極線（奈井江町）】



【林業専用道馬追線（長沼町）】

10 治山事業

治山事業は、保安林制度と一体になって、森林整備や森林を維持するために必要な施設整備として、植栽による森林造成、機能低位な森林の林相改良・溪流の浸食による森林の崩壊を防止するための治山ダムの設置、山腹崩壊の危険性のある箇所等の地盤の安定を図るための土留等の設置を実施し、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全等、森林の有する多様な公益的機能の維持発揮により、安全で住み良い暮らしの実現に寄与しています。

管内は、降水・降雪量が多く、地形も急峻であり、地質が脆弱なため、過去に幾度も大雨災害に見舞われてきました。

こうした状況から治山事業は昭和 23 年に始まり、山地災害等の発生から道民の生命・財産を守ることに加え水源のかん養、自然環境・地球環境の保全形成等の機能を最大限に発揮させることを基本理念として策定された森林整備保全計画の着実な達成を図るとともに、地球温暖化防止や森林吸収源対策に努めています。



【伏工（夕張市）】



【なだれ予防柵（夕張市）】



【治山ダム（流木捕捉）（砂川市）】



【防風柵・植栽工（美唄市）】

11 保安林

森林は木材等の林産物を供給する働きのほかに、水資源のかん養、国土の保全、生活環境の保全などの公益的機能を持っています。

森林法では、公益的機能を発揮させる必要のある森林をその目的に応じて、17 種類の保安林に指定し、適切な施業によって保全機能を確保しています。

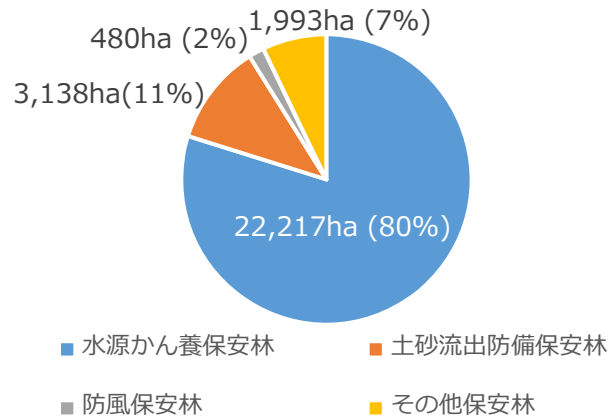
管内の保安林は、国有林・道有林・一般民有林を合わせて約 28 万 ha（兼種保安林の重複面積を除く）が指定されており、全道の保安林面積約 378 万 ha のうち約 7.4%となっています。

種類別では、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林がほとんどを占めていますが、南空知地域の水田地帯には幹線防風林として防風保安林が配置されています。

所有形態別で見ると国有林が約 68%、民有林が約 32%で国有林の占める割合が高くなっています。



【防風保安林（美唄市）】



【空知総合振興局管内の一般民有保安林における
保安林種ごとの面積とその割合】
令和 4 年 3 月末現在（空知総合振興局調べ）
※兼種保安林の重複面積を含む

12 林地開発

森林の無秩序な開発による森林の荒廃は、災害を発生させ、国民の生命、財産に危害を及ぼす恐れがあることから、林地の適正な利用を確保して森林が持つ公益的機能を維持するため、昭和 49 年に林地開発許可制度が創設されました。

この制度では、1 ha を超える森林を開発する場合、知事の許可を受けなければなりません。

許可の基準として、開発行為により災害や水害が発生しないこと、森林が持っている水源をかん養する働きや開発地周辺の環境に著しい影響を与えないことなどが定められています。

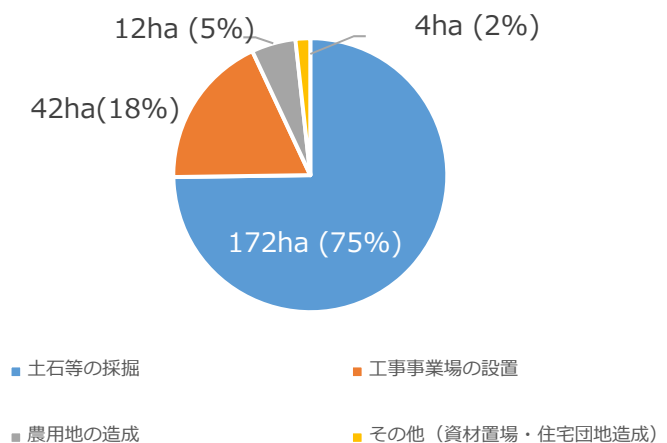
管内の許可状況は、令和 5 年 3 月末現在、件数 25 件、面積 230ha となっています。

開発の目的別では、土石等の採掘が令和 5 年 3 月末現在、13 件・172ha と大半を占め、そのうち管内の特徴となっている石炭の露天採掘が 6 件で 122ha となっています。

なお、林地開発許可事務は市や町に対して権限の移譲を進めている事務であり、深川市が平成 24 年 1 月から林地開発許可事務の権限移譲を受けています。



【石炭の露天採掘（芦別市）】



【空知総合振興局管内の開発目的ごとの面積とその割合】

令和 5 年 3 月末現在（空知総合振興局調べ）

空知の民有林 2023

空知の民有林 2023年版

発行 北海道空知総合振興局
編集 空知総合振興局産業振興部林務課
岩見沢市8条西5丁目